

協議事項の概要について

(1) KURURU 取扱規則等の改正について

【協議事項】

すざか乗合タクシーへ KURURU を導入するにあたり、「KURURU 取扱規則」及び「KURURU ポイント取扱規則」の一部改正を行うものです。改正（案）内容は別添資料のとおりです。参考資料として、すざか乗合タクシーガイドを添付いたします。

- ①規則、確認書のリスト・・・資料 1
- ②KURURU 取扱規則、KURURU ポイント取扱規則の一部改正(案)について・・・資料 2-1
- ③KURURU 取扱規則新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 2-2
- ④KURURU ポイント取扱規則新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 2-3

【報告事項】

KURURU 導入のために負担等を定めた確認書を交わすほか、運営に関する確認書に関する確認書を交わします。

- ⑤導入確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3
- ⑥運営確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 4
- ⑦高山村確認書（7）（覚書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 5
- ⑧更新費用負担に関する確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 6

なお、協議事項及び報告事項の内容につきましては、協議会の中に位置づけられている「IC カードシステム運営委員会」で事前に協議済みですので申し添えます。

(2) 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について・・・資料 7

地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱に基づき、交通事業者が本協議会の承認を受けて所定の「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」の提出を行うものです。

この計画の策定・提出により、交通事業者は、福祉タクシー、UDタクシーの導入に当たって、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく補助金を受けることができ、バリアフリー化を進める事業者の負担軽減とともに長野市域での福祉対応車両の導入促進につながるものとなります。